



旭川基署発 0824 第 2 号
令和 2 年 8 月 24 日

建設業労働災害防止協会
北海道支部旭川分会長 殿

旭川労働基準監督署長



建設業における墜落災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、旭川労働基準監督署管内の建設業労働災害の動向は、過去 5 年間（平成 27 年～令和元年）で 12 人の方が犠牲となり、そのうち墜落・転落による死亡災害が約 40% を占めております。

過去の死亡災害を見ると、屋根の除雪作業中に墜落する災害が多く、そのほか足場で外壁作業中に墜落する災害、トラック荷台で重機誘導中に墜落する災害が発生しております。また、休業 4 日以上労働災害を含めた死傷災害全体の約 40% が墜落・転落災害であり、脚立やはしご等、屋根、足場からの墜落が目立つ状況であることから、令和 2 年度は、「建設業の墜落災害防止」を最重点と位置付け、当署独自の墜落災害防止用リーフレット「墜落災害防止のための 7 つの誓い」及び「署長メッセージ」を配布し、建設工事現場の監督指導の強化を図っているところです。

このような状況において、令和 2 年 7 月末現在、建設業労働災害は、交通事故による死亡 1 件、休業 4 日以上労働災害が 27 件発生し、そのうち墜落・転落災害が依然として半数を占めるなど、手すり等の未設置、墜落制止用器具（安全帯等）の未着用、はしご、脚立の不適切な使用等、当署管内は墜落防止措置の不備を原因とした墜落災害が後を絶たない状況が続いており、このままでは、墜落災害に関連した死亡災害の発生などが今後、懸念されます。

つきましては、貴団体におかれましても当署管内の災害動向を踏まえ、特に死亡災害に直結しやすい墜落災害防止対策の徹底を図るため、改めて、傘下会員事業場に対し、下記事項の総点検につきまして実施されますようお願い申し上げます。

記

- 1 高さ 2 メートルを超える高所作業場所には、必ず手すり等の墜落防止措置を講じること。（トラロープは立入禁止表示であって手すり代わりにならない）
- 2 高所作業場所（墜落防止措置が困難な場合）では、墜落制止用器具（安全帯・親綱等）を使用すること。

- 3 墜落防止対策（手すり、安全帯の取付設備等）が無い屋根、屋上での改修、解体、除雪作業は行わないこと。
- 4 手すりやブレース（筋交い）を職長の許可なく、勝手に取り外さないこと。
- 5 上下の移動には、昇降設備（階段・はしご等）を使用すること。（はしごの固定等）
- 6 トラック荷台作業では、墜落時保護用保護帽（衝撃吸収ライナー）を着用すること。（あごひもの緩み等）
- 7 はしご・脚立の単独作業は控え、墜落の危険性が低い移動式足場、高所作業車等を使用すること。

担 当：安全衛生課長 藤 裕

地方産業安全専門官 小 野

電 話：0166-99-4705